中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託

仕　　様　　書

令和４年５月

中　央　市

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託　仕様書

1　目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成３１年３月２９日社援地発 0329 第 10 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に基づき、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の支援及び教育の相談等を実施することにより、子どもの学力向上を図るとともに、学習の支援を通じて社会性や協調性等を育むことにより、子どもの将来的な自立を図る一助とすることを目的とする。

2　期間

契約締結時から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3　対象者

本事業の対象者は、経済的に問題を抱えている中央市内に居住する生活困窮者の子ども（小学生～中学生）、又は本事業による支援が必要と認められる者。

4　内容

①　学習支援

貧困の連鎖を断ち切るため学習習慣の形成及び習慣化することで、学力の向上をはかる。宿題の指導や、授業を受ける中で生じた不明点を解決できるよう支援を実施。その他、本事業の学習をとおして子どもの居場所をつくることを目的とする。

子どもたちの交友関係を形成する場所。生活環境により学習の機会に恵まれない子どもにたいしての学習する場所。家庭および学校で孤立している子どもへの居場所づくり。

本事業が提供する「学習をきっかけとした場」において、先生や親以外の大人である支援者と関わりを持ちコミュニケ―ションをとおして、学習する意味や将来の糧となることを知るきっかけをつくる。

②　生活支援

悩みを抱えている子どもへの相談支援。子どもが夢や目標を持ち、様々な経験をとおして将来設計ができるように支援を行い、社会生活に必要となる生活習慣及び集団生活における役割について自覚を持てるよう促すことを目的とする。

子どもが抱える問題や悩みの相談ができるよう、支援者との関係性を形成するため、長期休暇中のイベント開催等の実施。

将来設計として進路についての相談。進学及び就職について理解を深める機会として、ワークショップ等の実施。体験学習をとおして支援を行う。

③　生活環境改善

地域社会から孤立させないため、保護者からの相談により関係機関と連携をはかり、情報提供を行う。

５　実施日時・場所

①　実 施 日：毎週水曜日・土曜日(週２回の予定)

②　実施場所：玉穂総合会館(水曜日)　田富総合会館(土曜日)

③　実施時間：18：00～20：00(水曜日)　　10:00～12:00(土曜日)

④　実施回数：水曜日 30 回　土曜日 30 回　イベント等開催 5 回程度(合同)　合計 65 回程度

※実施日及び実施時間、実施場所について委託者及び受注者が協議のうえ変更することができる。

６　参加人数

２５名程度

７　委託料

本事業における委託料に関する事項は、契約書において定める。

８　実施計画及び実績報告

(１)実施計画書の提出

受託業者は、業務開始にあたり、実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後すみやかに提出すること。

(２)実績報告の提出

受託業者は、本事業における各月ごとの実施状況について取りまとめ、実績報告書を作成し、翌月 10 日までに提出すること。

なお、業務完了後、10 日以内に実績報告書を提出すること。

本業務により得られたデータ及び報告書は市に帰属するものとし、市の許可なく他に利用あるいは公表してはならない。

９　関係書類の整備

会計関係帳簿等の本業務に係る書類を５年間保存すること。

１０　その他

受託者は本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と協議を行い、その指示に従うこととする。